

◆手続き関係法規

○特定有害廃棄物等の輸出入の規制に関する法律（抜粋）

（平成四年十二月十六日法律第百八号）

（輸入の承認）

第八条 特定有害廃棄物等を輸入しようとする者は、[外国為替及び外国貿易法第五十二条](#)の規定により、輸入の承認を受ける義務を課せられるものとする。

2 環境大臣は、環境の汚染を防止するため必要があると認めるときは、経済産業大臣が前項の承認を行うに際し、事前に、経済産業大臣に対し、必要な説明を求め、及び意見を述べることができる。

（輸入移動書類の交付等）

第九条 経済産業大臣は、前条第一項の輸入の承認をした場合において、その承認を受けた者から当該特定有害廃棄物等に係る移動書類の提出を受けたときは、当該移動書類が当該特定有害廃棄物等に関し条約第六条1の規定により通告された内容（同条2又は4の規定により条件を付して同意した場合にあっては、その条件を付したもの）と一致することを確認の上、速やかに、その承認を受けた者に対し、その旨を証明する文書（以下「輸入移動書類」という。）を交付しなければならない。

2 前項の規定により輸入移動書類の交付を受けた者又は第十一条の規定により輸入移動書類とともに当該輸入移動書類に係る特定有害廃棄物等を譲り受け、若しくはその引渡しを受けた者（以下「輸入移動書類の交付を受けた者等」という。）が当該輸入移動書類を汚損し、又は失ったときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。この場合において、当該輸入移動書類の交付を受けた者等は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に申請し、その再交付を受けることができる。

3 輸入移動書類の交付を受けた者等は、前項後段の規定により輸入移動書類の再交付を受けた場合において、その失った輸入移動書類を回復するに至ったときは、経済産業省令で定めるところにより、当該輸入移動書類を添付して、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

4 第五条第二項及び第五項の規定は、輸入移動書類について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「第九条第一項」と読み替えるものとする。

（輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分）

第十条 前条第一項の規定により輸入移動書類が交付された特定有害廃棄物等（以下「輸入特定有害廃棄物等」という。）の運搬又は処分を行う場合は、当該輸入移動書類を携帯してしなければならない。

2 前項の規定により輸入移動書類を携帯して運搬又は処分を行う者は、当該輸入移動書類にその輸入特定

有害廃棄物等の引渡しを受けた日付その他の経済産業省令、環境省令で定める事項を記載し、かつ、署名しなければならない。

- 3 輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分を行う場合は、当該輸入特定有害廃棄物等に係る輸入移動書類に記載された内容に従ってしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
- 一 当該輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分について[廃棄物の処理及び清掃に関する法律](#)（昭和四十五年法律第百三十七号）その他輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分の適正な実施が確保されるものとして政令で定める法律の政令で定める規定の適用を受けるとき。
- 二 当該輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分について第十四条第二項の規定又は同項ただし書の政令で定める法律の政令で定める規定による命令がされたとき。
- 4 輸入移動書類の交付を受けた者等は、前項第一号に規定する規定により、又は同項第二号に規定する命令に従って、運搬を行う場合において、当該輸入移動書類に記載された内容と異なる運搬を行ったときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出て、その書換えを受けなければならない。
- 5 経済産業大臣は、前項の規定により輸入移動書類の書換えをしたときは、その旨を環境大臣に通知するものとする。

（輸入特定有害廃棄物等の譲渡等）

第十一条 輸入特定有害廃棄物等を譲り渡し、若しくは譲り受け、又は引き渡し、若しくはその引渡しを受ける場合は、当該輸入特定有害廃棄物等に係る輸入移動書類とともにしなければならない。

（輸入移動書類に係る届出）

第十二条 輸入移動書類の交付を受けた者等は、次に掲げる場合は、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、当該輸入移動書類を添付して、遅滞なく、その旨を経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない。

- 一 輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等の処分を行ったとき。
- 二 輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分を行わないこととなったとき。
- 三 輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等を失ったとき。
- 2 輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等が[廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第一項](#)の廃棄物（第十四条第二項において単に「廃棄物」という。）に該当する場合における前項の規定の適用については、同項中「経済産業省令、環境省令」とあるのは「環境省令」と、「経済産業大臣及び環境大臣」とあるのは「環境大臣」とする。

（通知）

第十三条 輸入移動書類に係る処分を行う者は、当該輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等の引渡しを受けたとき、及び当該輸入移動書類に記載された内容に従って輸入特定有害廃棄物等の処分を行ったときは、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を次に掲げる者に通知しなければならない。

- 一 当該輸入特定有害廃棄物等の輸入の相手方
- 二 当該輸入特定有害廃棄物等の原産地、船積地域又は経由地の権限のある当局

(手数料)

第十七条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

- 一 輸出移動書類の交付を受けようとする者
- 二 輸出移動書類の再交付を受けようとする者
- 三 輸入移動書類の交付を受けようとする者
- 四 輸入移動書類の再交付を受けようとする者
- 五 輸入移動書類の書換えを受けようとする者

○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行令（抜粋）
（平成五年九月三日政令第二百八十二号）

(輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分の適正な実施の確保に係る法律の規定)

第三条 [法第十条第三項第一号](#) の政令で定める法律は、別表第一の二の項から四の項までの中欄に掲げる法律とし、[同号](#) の政令で定める規定は、同表の中欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に定める規定とする。

(手数料)

第六条 [法第十七条](#) の規定により別表第四の上欄に掲げる者が納付しなければならない手数料の額は、同表の中欄に定める金額（電子申請（[行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律](#)（平成十四年法律第五十一号）[第三条第一項](#) の規定により[同項](#) に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場合にあつては、同表の下欄に定める金額）とする。

別表第一 （第三条関係）

	法律	規定
一	廃棄物の処理及び清掃に	第十二条第一項若しくは第二項、第十二条の二第一項若しくは第二項、第十

一	関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）	四条第十二項、第十四条の四第十二項又は第十九条の三から第十九条の六まで
二	火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）	第十一条第二項、第二十条第二項又は第二十七条の二
三	毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）	第十一条第二項若しくは第三項、第十五条の二又は第十六条
四	高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）	第十一条第二項（高压ガスの製造に係る貯蔵及び導管による輸送に係る部分に限る。）、第十五条第一項、第二十条の六第一項（高压ガスの販売に係る貯蔵及び導管による輸送に係る部分に限る。）、第二十三条又は第二十五条

別表第四 （第六条関係）

	納付しなければならない者	金額	電子申請による場合における金額
一	輸出移動書類の交付を受けようとする者	一万二千元	一万六百元
二	輸出移動書類の再交付を受けようとする者	九千七百元	八千三百円
三	輸入移動書類の交付を受けようとする者	一万六千七百元	一万五千三百円
四	輸入移動書類の再交付を受けようとする者	九千七百元	八千三百円
五	輸入移動書類の書換えを受けようとする者	一万七千五百円	一万五千七百元

○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則

（平成五年十月七日総理府・厚生省・通商産業省令第一号）

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）第六条第二項、第七条、第十条第二項、第十二条及び第十三条の規定に基づき、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則を次のように定める。

（輸出移動書類に記載すべき事項）

第一条 [特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律](#)（以下「法」という。）[第六条第二項](#)の経済産業省令、環境省令で定める事項は、当該輸出特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日付、運搬を開始した日付及び運搬手段とする。

(輸出移動書類に係る届出)

第二条 [法第五条第一項](#)の規定により輸出移動書類の交付を受けた者は、[法第七条第一号](#) 又は[第二号](#)に該当する場合には、様式第一による届出書により、経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない。

(輸入移動書類に記載すべき事項)

第三条 [法第十条第二項](#)の経済産業省令、環境省令で定める事項は、輸入特定有害廃棄物等の運搬を行う者については、当該輸入特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日付、運搬を開始した日付及び運搬手段とする。

2 [法第十条第二項](#)の経済産業省令、環境省令で定める事項は、輸入特定有害廃棄物等の処分を行う者については、当該輸入特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日付及び量並びに処分を予定している日付又は行った日付及び処分の方法とする。

(輸入移動書類に係る届出)

第四条 輸入移動書類(当該輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等が[廃棄物の処理及び清掃に関する法律](#)(昭和四十五年法律第百三十七号)[第二条第一項](#)の廃棄物に該当する場合を除く。以下この項及び次条第一項において同じ。)の交付を受けた者等は、[法第十二条第一項第一号](#)に該当する場合には、様式第二による届出書により、第六条第一項に定める様式第四及び同条第二項に定める様式第五による通知書の写しを添付して、経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない。

第五条 輸入移動書類の交付を受けた者等は、[法第十二条第一項第二号](#) 又は[第三号](#)に該当する場合には、様式第三による届出書により、経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない。

(通知)

第六条 輸入移動書類に係る処分を行う者は、正当な事由のない限り、当該輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日から三営業日以内に、様式第四による通知書により、第三条第二項に定める事項を記載し、かつ、引渡しを受けたことを確認する署名を行った当該輸入移動書類の写しを添付して、[法第十三条第一号](#) 及び[第二号](#)に定める者に通知しなければならない。

2 輸入移動書類に係る処分を行う者は、正当な事由のない限り、当該輸入移動書類に記載された内容に従って輸入特定有害廃棄物等の処分を行った日以後速やかに、遅くとも当該日から三十日以内に、様式第五による通知書により、第三条第二項に定める事項を記載し、かつ、処分したことを確認する署名を行った当該輸入移動書類の写しを添付して、[法第十三条第一号](#) 及び[第二号](#)に定める者に通知しなければならない。

3 前二項の規定による通知をした者は、その通知書の写し(輸入移動書類の写しを含む。)を、五年間保存しなければならない。

(身分を示す証明書)

第七条 [法第十六条第三項](#)の証明書の様式は、様式第六のとおりとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この命令は、法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一〇年十一月六日総理府・厚生省・通商産業省令第一号)

この命令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年八月一四日総理府・厚生省・通商産業省令第一号)

この命令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一四年三月二九日環境省令第一〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一日経済産業省・環境省令第六号)

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の前日に特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第五条第三項若しくは第九条第二項又は特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく届出等に関する省令の一部を改正する省令(平成二十七年経済産業省令第六十四号)による改正前の特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく届出等に関する省令(平成五年通商産業省令第六十一号)第三条第一項若しくは第四条第一項の規定により申請された輸出移動書類又は輸入移動書類に係る特定有害廃棄物等については、この省令による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

様式第一・第二・第三・第四・第五・第六 (略)

○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく届出等に関する省令

(平成五年十月七日通商産業省令第六十一号)

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成四年法律第八号)第五条第三項、第四項及び第五項(同法第九条第四項において準用する場合を含む。)、第九条第二項及び第三項並びに第十条第四項の規定に基づき、並びに同法の規定を実施するため、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく届出等に関する省令を次のように定める。

(輸出移動書類の交付)

第一条 [特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律](#)(以下「法」という。) [第五条第一項](#)の輸出移動書類の交付を受けようとする者は、様式第一による申請書二通を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の申請が輸出の承認の内容と一致することを確認したときは、速やかに、当該申請書にその旨を記入し、輸出移動書類としてそのうち一通を申請者に交付しなければならない。

(輸出移動書類等の汚損等の届出及び再交付の申請)

第二条 [法第五条第三項](#)又は[法第九条第二項](#)の規定による届出は、様式第二による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、輸出移動書類又は輸入移動書類(以下「輸出移動書類等」という。)が汚損されたために届け出るときは、当該輸出移動書類等を届出書に添付しなければならない。

2 [法第五条第三項](#)又は[第九条第二項](#)の規定による申請は、様式第三による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(紛失した輸出移動書類等の回復の届出)

第三条 [法第五条第四項](#) 又は[第九条第三項](#)の規定による届出は、様式第四による届出書に、回復した輸出移動書類等を添付し、経済産業大臣に提出してしなければならない。

(輸入移動書類の交付)

第四条 [法第九条第一項](#)の輸入移動書類の交付を受けようとする者は、様式第五による申請書二通に、当該特定有害廃棄物等に係る移動書類及びその写し各一通を添付し、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の申請について[法第九条第一項](#)の確認をしたときは、速やかに、当該申請書にその旨を記入し、そのうち一通に前項の移動書類を添付し、輸入移動書類として申請者に交付しなければならない。

(輸入移動書類の記載内容と異なる運搬の届出)

第五条 [法第十条第四項](#)の規定による届出は、様式第六による届出書に、輸入移動書類を添付し、経済産業大臣に提出してしなければならない。

附 則

この省令は、法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一二年一月二九日通商産業省令第三六九号)

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、様式第一から様式第三まで及び様式第六の改正規定(「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める部分を除く。)は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一日経済産業省令第六四号)

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の日前に特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第五条第三項若しくは第九条第二項又はこの省令による改正前の特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく届出等に関する省令第三条第一項若しくは第四条第一項の規定により申請された輸出移動書類又は輸入移動書類に係る特定有害廃棄物等については、この省令による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

様式第一・第二・第三・第四・第五・第六 (略)

○特定有害廃棄物等の輸入承認について

輸入注意事項19第11号(19.3.6)

最終改正：輸入注意事項28第10号(28.3.18)

平成19年3月5日付け経済産業省告示第49号(輸入公表の一部を改正する告示)により、下記1に掲げる特定有害廃棄物等の輸入に係る二の二号承認(輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定による輸入の承認(全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。))をいう。)については、平成19年4月1日以降は、下記により行います。

なお、平成5年12月14日付け輸入注意事項5第15号(特定有害廃棄物等の輸入の承認について)は平成19年3月31日限りで廃止します。

記

1 対象品目

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成4年法律第108号)第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等。

なお、特定有害廃棄物等の具体的範囲については、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第2条第1項第一号イに規定する者（平成10年環境庁・厚生省・通商産業省告示 第1号）、有害廃棄物等の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（平成5年条約第7号。以下「条約」という。）附属書Ⅱ及び経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定に基づき我が国が規制を行うことが必要な物を定める省令（平成13年環境省令第41号。以下「OECD省令」という。）を参照のこと。

2 適用地域

全地域（台湾を除く。）

3 書面申請手続

(1) 提出書類

- ① 輸入承認申請書（輸入貿易管理規則別表第一 T2010） 2通
- ② 輸入承認申請理由書（別紙1の様式によるもの） 1通
- ③ 輸入契約書の原本及びその写し 各1通
- ④ 上記1に規定する物の輸入（⑤に該当する場合を除く。）の場合には、輸入者と輸出者との間において、環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約書の原本及びその写し 各1通
- ⑤ 上記1に規定する物（OECD省令に掲げる物に限る。）の経済協力開発機構の加盟国以下「OECD加盟国」という。）からの輸入の場合には、当該特定有害廃棄物等の運搬及び処分について、申請者、運搬者、輸出者及び処分者の間の契約書、又は当該特定有害廃棄物等が一の法人等により管理されている事業場の間で運搬される場合にあつては、当該事業場間の契約に相当する取決めの書類（当該契約等には、輸入される特定有害廃棄物等の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。）の原本及びその写し 各1通
- ⑥ 当該貨物の輸入、運搬及び処分について国内諸法令に基づく許可等が必要な場合にあつては、当該許可等を受けていることを証する書類の原本及びその写し 各1通
- ⑦ 当該貨物が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第130号。以下「廃掃法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物にも該当する場合は、同法第15条の4の5の規定による環境大臣の輸入許可書の写し 1通
- ⑧ その他必要と認められる書類

※③から⑦までの原本を除き、提出書類は原則として返還しない。

(2) 提出先

貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

(3) 受付時間

毎週月曜日から金曜日までの午前10時から午前11時45分まで及び午後1時30分から午後3時30分まで。ただし、行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。）を除く。

4 輸入承認基準

(1) OECD加盟国からの輸入の場合（OECD省令に掲げる物に限る。）

上記1に規定する物（OECD省令に掲げる物に限る。）の輸入であつてOECD加盟国を輸出国とする輸入の承認は以下の①から③のいずれにも該当する場合に限り行うものとする。なお、廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物であつて、同法第15条の4の5の規定による環境大臣の輸入の許可を受ける必要のあるものについては、当該輸入の許可を受けていることを併せて確認する。

- ① 当該特定有害廃棄物等の輸入に係る事前通告が我が国において受領されており、その内容が輸入承認申請の内容と一致していること。
 - ② 輸入される特定有害廃棄物等について、次の事項を満たしていること。
 - (イ) 当該特定有害廃棄物等の運搬及び処分について、申請者、運搬者、輸出者及び処分者の間の書面による契約、又は当該特定有害廃棄物等が一の法人等により管理されている事業場の間で運搬される場合にあつては当該事業場間に契約に相当する取決めが存在すること（当該契約等には、輸入される特定有害廃棄物等の運搬又は処分を契約に従って完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に 関する事項が含まれていること。）
 - (ロ) 国内諸法令に基づく許可等が必要な場合にあつては、当該許可等を受けていること（例：火取法上の火薬類に該当する場合は、火取法第 19 条に基づく運搬証明書の交付を受けていること。毒劇法上の薬物・劇物に該当する場合は、毒劇法第 4 条に基づく毒物・劇物の輸入業の登録を受けていること。）
 - (ハ) その他必要な事項に適合していること。
 - ③ その他経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定の的確かつ円滑な実施のために必要な事項に適合していること。
- (2) OECD 非加盟国からの輸入又は OECD 加盟国からの輸入であつて OECD 省令に該当しないものの輸入の場合
- 上記 1 に規定する物（（1）に該当する場合を除く。）の輸入の承認は、以下の①から④のいずれにも該当する場合に限り行うものとする。
- なお、廃掃法第 2 条第 1 項に規定する廃棄物であつて、同法第 15 条の 4 の 5 の規定による環境大臣の輸入許可を受ける必要のあるものについては、当該輸入の許可を受けていることを併せて確認する。

- ① 条約の非締約国からの輸入ではないこと。
- ② 当該特定有害廃棄物の輸入に係る事前通告が我が国において受理されており、その内容が輸入承認申請の内容と一致していること。
- ③ 輸入される特定有害廃棄物等について環境の保全上適正な運搬及び処分が行われないと信ずるに足りる理由がないものとして、次の事項を満たしていること。
 - (イ) 環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約が輸出者と処分者の間で締結されていること。
 - (ロ) 国内諸法令に基づく許可等が必要な場合にあつては、当該許可等を受けていること（例：火薬類取締法(以下「火取法」という。)上の火薬類に該当する場合は、火取法第 19 条に基づく運搬証明書の交付を受けていること。毒物及び劇物取締法(以下「毒劇法」という。)上の毒物・劇物に該当する場合は、毒劇法第 4 条に基づく毒物・劇物の輸入業の登録を受けていること。）
 - (ハ) その他必要な事項に適合していること。
- ④ その他条約の適確かつ円滑な実施のために必要な事項に適合していること。

5 輸入承認条件

上記輸入承認を行う場合は、次の条件を付すものとする。 通関前に経済産業大臣から「輸入移動書類」の交付を受けること。

別紙 1 (略)

輸入承認申請理由書の記入上の注意 (略)